独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標(案)の概要

第1 中期目標の期間

平成26年4月から平成31年3月までの5年間(統合前の(独)労働者健康福祉機構の第3期中期目標を変更)

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- I 労働者の健康·安全に係る業務として取り組むべき事項
- 1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等
- ・労働安全衛生総合研究所が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と、労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による統合による相乗効果を最大限発揮できる研究として、以下の5つの分野に取り組む。
 - ①過労死等関連疾患、②石綿関連疾患、③精神障害、④せき損等、⑤産業中毒等
- ・統合に際し、研究試験企画調整部(仮称)を本部に設置し、統合後の新法人における研究・試験等について、機動的かつ機能的に実施できるよう、当該部門において総合的な企画調整を行う。
 - ・労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施/労災疾病等に係る研究開発の推進
- 2 労働災害の原因調査の実施
- 3 化学物質等の有害性調査の実施
- 4 成果の積極的な普及・活用
- 5 研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進
- 6 研究成果等を踏まえた産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供
- 7 研究成果等を踏まえた治療と就労の両立や円滑な職場復帰支援の推進等
- 8 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等
- 9 地域の中核的医療機関としての役割の推進
- 10 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進
- Ⅱ 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項
 - 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施
 - 2 納骨堂の運営業務

第3 業務運営の効率化に関する事項

- 1 業務の合理化
- ・法人全体として業務運営を効率的に行うため、統合効果を発揮していく中で、管理部門の効率化等運営体制の合理化を行う。
- 2 機動的かつ効率的な業務運営
- 3 業務運営の効率化に伴う経費節減等
- (1)業務運営の効率化に伴う経費節減等
- (2) 適正な給与水準の検証・公表
- (3)契約の適正化

第4 財務内容の改善に関する事項

- 1 外部研究資金の活用等
- 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施
- 3 労災病院の経営改善
- 4 本部事務所の移転
- 5 保有資産の見直し

第5 その他業務運営に関する重要事項

- ・ 内部統制の充実・強化
- ・ 情報セキュリティ対策の推進 等

独立行政法人労働者健康安全機構

~ 勤労者に対する専門的な医療の提供・健康安全に係る研究開発の推進へ~

独立行政法人労働者健康福祉機構 (中期目標)

- 1 労災疾病等に係る研究開発の推進等
- 2 勤労者医療の中核的役割の推進
- 3 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進等
- 4 地域の中核的医療機関としての役割の推進
- 5 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進
- 6 優秀な人材の確保、育成(※)

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 (中期目標)

- 1 労働現場のニーズの把握
- 2 労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施
- 3 研究評価の実施及び評価結果の公表
- 4 成果の積極的な普及・活用
- 5 労働災害の原因の調査等の実施
- 6 化学物質等の有害性調査の実施
- 7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進

※バイオアッセイ研究センターにおける化学物質の有害性調査

独立行政法人労働者健康安全機構 (中期日標)

- 1 <u>勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用・臨床研</u>究の推進等
- 2 労働災害の原因調査の実施
- 3 化学物質等の有害性調査の実施
- 4 成果の積極的な普及・活用
- 5 研究成果を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割
- 6 研究成果を踏まえた産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供
- 7 <u>研究成果等を踏まえた治療と就労の両立支援や円滑な職場</u> 復帰の促進等
- 8 重度被災労働者の職場・社会復帰の促進等
- 9 地域の中核医療機関としての役割の推進
- 10 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進
- ※ 労福機構の「6優秀な人材の確保、育成」は、第5に記載。